

介護予防通所リハビリテーション利用料案内

1割負担の場合

●基本利用料金

	介護予防通所リハビリテーション費	※送迎を含みます。
要支援1	2,088 円/月	
要支援2	4,067 円/月	

●加算料金(利用された場合に上記の金額に加算)

1	生活行為向上リハビリテーション実施加算	572 円/月		
2	運動器機能向上加算 229 円/		229 円/月	
3	栄養アセスメント加算	51 円/月		
4	栄養改善加算	204 円/月		
5	口腔・栄養スクリーニング加算 I	21 円/回		
	口腔・栄養スクリーニング加算 Ⅱ		5 円/回	
6	口腔機能向上加算 I		153 円/月	
	口腔機能向上加算Ⅱ		163 円/月	
7	科学的介護推進体制加算		41 円/月	
8	サービス提供体制強化加算	要支援1	要支援2	
	サービス提供体制強化加算 I	90 円/月	179 円/月	
	サービス提供体制強化加算 Ⅱ	74 円/月	147 円/月	
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	25 円/月	49 円/月	
9	介護職員処遇改善加算I	介護保険一部負担額の4.7%		
10	介護職員等特定処遇改善加算 I	介護保険一部負担額の2%		
11	介護職員等ベースアップ等加算	介護保険一部負担額の1.0%		

- 1 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対するリハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算いたします。
- 2 理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成し、これに基づく適切なサービスの 実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。
- 3 管理栄養士と介護職員等や他の職種のものが共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に対し結果を説明し、必要に応じて相談等を 行った場合加算いたします。
- 4 低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく 適切なサービスの実施し、必要に応じて居宅を訪問し定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。
- 5(I)介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援相談員に提供した場合に加算いたします。
 - (I)利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算いたします。
- 6(I)口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算いたします。
 - (II) I の取組みに加え指導計画の情報を厚生労働省に提出し、情報を活用して実施した場合に加算いたします。
- 7 厚生労働省の定める基準に適合し都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを 行い利用者のADL・栄養状態・口腔機能・認知症の状況、その他の心身の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報を活用した場合に加
- 8 介護福祉士の資格保有者、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている施設について加算されます。
- 9 介護職員の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。
- 10 介護職員等の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。
- 11 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)~(Ⅲ)のいずれかを算定している事業所に加算されます。
- ※ 基本利用料金及び加算料金については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の金額を表示しています。
- ※ 介護保険制度の関係上、点数から円に換算する際、金額に多少の前後が生じますのでご了承ください。
- ●その他の料金

食 費 680 円

●備 考

営 業 日 : 月曜日 ~ 土曜日(12月31日~1月3日を除く)

営業時間:9:30 ~ 16:10

お支払い方法:毎月10日までに前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに

通所利用時にお持ちいただくか、施設事務所にてお支払いください。

老人保健施設 カノープス姫路 通 所 リ ハ ビ リテ ー ション事業所 (TEL)079-252-7111